

三重県立稲生高等学校 PTA 会則（案）

（名称・事務所）

第 1 条 本会は三重県立稲生高等学校 PTA と称し、事務所を同校内に置く。

（目的）

第 2 条 本会は本校に籍を置く生徒の保護者と本校に勤務する職員とが緊密な協力によって、家庭、学校及び社会における生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

（会員）

第 3 条 本会は本校に籍を置く生徒の保護者と本校に勤務する常勤の職員で組織する。

（事業）

第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 家庭と学校とが連絡を密にする事業
2. 教育環境の充実、改善事業
3. 会員相互の研修と親睦事業
4. 生徒の福利厚生に関する事業
5. その他学校教育に必要な事業

（役員）

第 5 条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会 長 1 名 (P)
2. 副会長 3 名 (P 2, T1) T 側は教頭
3. 書 記 若干名 (P, T 1) T 側は経営企画部
4. 会 計 若干名 (P, T 1) T 側は事務長

（役員を選出）

第 6 条 役員は総会で選出する。任期は 1 カ年とし、再任は妨げない。

（役員の仕事）

第 7 条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表して会務を総括し、総会を司会し、役員会を招集し、総会の議決事項を執行する。
2. 副会長は会長を助け、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は本会の庶務を掌り、会議及び活動を記録し、保持する。
4. 会計は本会の会計事務を処理、記録し、保持する。
5. 役員が任期途中、職務を遂行できない、または困難な事態が生じた場合は、他の役員が職務を代行するか、役員の補充を行う。

(役員会)

第 8 条 本会は役員会を設置する。役員会は役員及び顧問で構成し、種々の企画及び必要な会務を執行する。

(PTA 委員会)

第 9 条 本会は第4条の目的を達成するために、委員会を設置することができる。委員は役員会で選定し、会長が委嘱するものとする。委員の任期は1カ年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第 10 条 本会は校長を顧問とする。顧問は会議に出席し会務の諮問にあずかる。

(会議)

第 11 条 会議は次の通りとする。

1. 総会 定期、随時
2. 役員会 随時
3. 委員会 随時

(総会)

第 12 条 定期総会は年1回年度当初に開く。ただし、会員の3分の2以上の要求あるいは役員会が必要と認めたときは臨時総会を開かなければならない。

(総会の附議事項)

第 13 条 定期総会に附議する事項は次の通りとする。

1. 役員承認
2. 事業の報告、決算承認
3. 事業の計画、予算承認
4. 会則の改正
5. その他会長が必要と認めた事項

(議決)

第 14 条 本会のすべての議事は出席者の過半数の同意により決定する。

(会費等)

第 15 条 本会の会費は会員から生徒数に応じて徴収する。また臨時会費を徴収することができる。

1. 会費の額については役員会において審議し、総会の承認を受ける。
2. 会員は本会の入会金を納入するものとする。入会金の額、納入期日は役員会において審議し、総会の承認を受ける。入会金は事業基金として運用する。

(会計)

第 16 条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査)

- 第 17 条 1. 本会に会計監査 2 名 (P2) を置く。会計監査は本会の会計を監査し結果を総会に報告する。
2. 会計監査は役員会で選出し、総会の承認を受ける。任期は 1 カ年とし再選を妨げない。

(慶弔)

- 第 18 条 1. 香料 生徒本人死亡 10,000円 生花 1 基
保護者死亡 生花 1 基
教職員死亡 生花 1 基
2. 被災見舞金 (半焼、半壊以上) 5,000円
3. その他必要な事項は、PTA 会長が別に定める。

(表彰)

- 第 19 条 稲生高等学校 PTA 活動に功績のあるもの、またはあったものに対し表彰をする。
1. PTA 役員に 3 年以上在職した者に表彰を行なう。
2. その他必要な事項は、PTA 会長が別に定める。

附則 この会則は、昭和 58 年 4 月 8 日から施行する。

平成 元年 5 月 29 日一部改正

平成 12 年 5 月 30 日一部改正

平成 13 年 5 月 28 日一部改正

平成 14 年 2 月 6 日一部改正

平成 16 年 5 月 24 日一部改正

平成 20 年 5 月 17 日一部改正

平成 21 年 5 月 16 日一部改正

平成 27 年 5 月 23 日一部改正

平成 28 年 5 月 21 日一部改正

平成 30 年 5 月 12 日一部改正